

岩手県告示第790号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1） 種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
 - （2） 名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）
- 2（1） 種類 都市計画施設（火葬場）
 - （2） 名称 1号陸前高田斎苑